東 工 発 第 １９３ 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ６ 日

令和８年１０月２２日付け東工発第１８１号で公告した東部環境工場水分塩化水素濃度計及びばいじん濃度計点検整備業務委託に係る条件付一般競争入札について、入札に参加する者が２者に満たなかったため、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号）第３条の規定により、次のとおり再度公告する。

熊本市長　大西　一史

１　競争入札に付する事項

(1)　業務委託名

東部環境工場水分塩化水素濃度計及びばいじん濃度計点検整備業務委託

(2)　目的及び概要

水分塩化水素濃度計及びばいじん濃度計の機能維持を目的として、点検、清掃、調整、校正及び必要な部品交換等の整備を実施するもの。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3)　履行場所

熊本市東区戸島町 2570 番地

(4)　履行期間

契約日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで

２　担当部局

〒８６１－８０３１ 熊本市東区戸島町２５７０番地
熊本市環境局資源循環部東部環境工場
電話 ０９６－３８０－８２１１
ＦＡＸ ０９６－３８０－８２１３
メールアドレス toubukankyou@city.kumamoto.lg.jp

３　入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

なお、この案件は郵便入札の手続により実施するものとする。

４　競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1)　熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成２０年告示第７３１号）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、「9-1 大気汚染観測機器」での登録をしていること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。
(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
(4)　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）第３条第１号の規定に該当しないこと。
(5)　熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年告示第１９９号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
(6)　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
(7)　業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
(8)　過去３年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
(9)　熊本市公契約条例（令和７年条例第５４号）第８条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
(10)　対象機器の構造および専門技術に精通したメーカー技術者の派遣、純正部品の供給、並びに技術支援を受けられる履行体制を有していること。

5　申請手続等

(1)　申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和８年（２０２６年）１１月６日（金）から令和８年（２０２６年）１１月１６日（月）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は２の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書は、入札書提出締切日までの間、２の担当部局で閲覧に供する。

(2)　申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無については市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア　提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ｱ)　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(ｲ)　競争入札参加資格審査調書（様式第２号）
(ｳ)　保守点検業務に係る部品供給および技術支援体制に関する証明書
（様式第３号）または対象機器の製造メーカー若しくは当該機器の
保守サービスを担当する法人が発行する代理店証明書その他
これに類する書類

イ　提出期限

令和８年（２０２６年）１１月１７日（火）午後１時まで

郵送する場合は、令和８年（２０２６年）１１月１６日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ　提出部数

１部とする。

エ　提出先

(ｱ)　持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合
２の担当部局

(ｲ)　郵送の場合
〒８６１－８０３１ 熊本市東区戸島町２５７０番地
熊本市長（熊本市環境局資源循環部東部環境工場）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ　留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(3)　競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7　入札説明会

入札説明会は実施しない。

8　仕様書等に対する質問

(1)　仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア　提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ　提出期間

令和８年（２０２６年）１１月６日（金）から令和８年（２０２６年）１１月２５日（水）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

ウ　提出先

２の担当部局

(2)　(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア　閲覧期間

令和８年（２０２６年）１１月６日（金）までに開始し、令和８年（２０２６年）１２月１日（火）までとする。

イ　閲覧場所

２の担当部局

９　入札に参加する者が１者である場合の措置

入札に参加する者が１者であっても、入札を執行するものとする。

１０　入札等

(1)　５(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書を提出するものとする。

ア　提出方法

郵送によるものとし、持参又は電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

イ　提出期限

令和８年（２０２６年）１１月３０日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ　送付先

入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「再々入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、次の宛先へ送付すること。

〒８６１－８０３１　熊本市東区戸島町２５７０番地

熊本市長（熊本市環境局資源循環部東部環境工場）宛

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、３回までとする（２回目以降の入札書の提出は、１０(1)ウに

記載の再度入札を予想する場合の取扱いを参照のこと。)。

(4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。

(5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

(6) 熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号）第７条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

１１　開札等

入札書は、以下の日時で開札する。この場合に、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(1) 日時

令和８年（２０２６年）１２月１日（火）

午後１時３０分

(2) 場所

〒８６１－８０３１ 熊本市東区戸島町２５７０番地

熊本市環境局資源循環部東部環境工場 3F 大会議室

なお、１０の方法によらないで提出された入札書(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とする。

１２　落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 最低制限価格は設定しない。

１３　契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和７年１０月１日施行）に定めるところによる。

１４　その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第５条に定めるところにより、免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第２２条の定めるところにより、落札者は、契約金額（単価契

約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

ア　保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ　落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4)　契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、２の担当部局で閲覧に供する。

(5)　申請書等に関する事項

ア　提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ　申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ　提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6)　競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格はないものと判明した場合には、競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(7)　落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8)　申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9)　申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。